

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

<文化・教育・くらし創造部、こども・女性局、教育委員会>

開催日時 令和2年9月24日(木) 13:02~15:22

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

西川 均 委員長
藤野 良次 副委員長
植村 佳史 委員
小林 誠 委員
田中 惟允 委員
小林 照代 委員
尾崎 充典 委員
粒谷 友示 委員
川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 末光 副知事
山下 総務部長
吉田 文化・教育・くらし創造部長
金剛 こども・女性局長
吉田 教育長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 9月定例県議会提出議案について

<会議の経過>

○西川委員長 ただいまから会議を再開します。

なお、植村委員から資料を配付したいとの申し出がありましたので、令和2年度人権教育の推進に関する調査をお手元に配付しておきましたので、よろしくお願ひします。

それでは、日程に従い、文化・教育・くらし創造部、こども・女性局、教育委員会の審査を行います。

これより審議に入りますが、なお理事者の皆さんには、委員の質疑等に対して明確か

つ簡潔に答弁をお願いします。

その他の事項も含めて質疑等があればご発言を願います。

○田中委員 菅内閣はデジタル庁をつくるといって、随分と新しい方向性を打ち出しているのですが、それに同じようなことで、私は以前から学校教育の中で端末を利用した教育がもっと取り入れられてもいいのではないかという趣旨の質問を再々してまいりました。

それで、今回も今年の当初予算でも機器類の導入について取組を行うということで予算化をしていただきましたし、連なって各市町村教育委員会におかれても導入の計画をうたっていただきました。

途中で国の方針が変わったので、今年度中に全ての子どもに導入をすることで方針が打ち出されたように思っていますが、補正予算の予算書には上がっていないのですが、その達成状況等について、いつ頃達成していくのかお尋ねしたいと思います。

○大石教育研究所長 G I G Aスクール構想の進捗状況です。大きく2点あり、1つは端末の整備、もう1つはネットワークの整備になっています。

端末については、県域で共同調達し、7月に入札、早い市町村では既に7月末から導入が始まっています。この共同調達に参加していただいた市町村に関しては、年内に全ての端末が届く形になっています。

なお、ネットワークの整備工事については、それぞれの市町村で対応していただいているのですが、これについても年度内に全て整備が終わる予定です。

○田中委員 端末については今年度中に全部整備されることで、今ご回答いただいたのですが、既にへき地教育の研究会に関係する子どもたちにとっては、タブレットではなくデスクトップになるのでしょうか。固定されたパソコンが学校に設置されていたりして、かなり以前から充実していたように思います。

それで、そちらの学校の教育状況を拝見していると、そこで問題になってくるのは教え方、機器を使ってどのように教えられるのかということが、先生の配置や一つひとつの教科の教え方であるとか、まだまだ課題があるように思われます。

単刀直入にお伺いしたら、機器類は子ども全体に整うことができたけれども、教える側の先生にきちとした体制ができたのかどうか。私は以前にも教育委員会の中で教員全体にコンピューター教育、情報化教育の習熟度を上げるべきだという質問をさせていただきました。統計データにおいても、奈良県が全国的に比べて先生方の習熟度の順位

が低いという結果が出ておりましたが、それを是正するというか、きちっと把握していただける先生方に情報化教育についての理解を深めていただく体制づくりはできているのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○大石教育研究所長 教員の指導力の向上、研修ですが、今回の地域の共同調達においては、全ての市町村で共通するソフト等もたくさんあり、そういう意味では大変研修のしやすい状況が生まれています。

今後、全て共通で導入している授業支援ツール、デジタルドリルの活用方法について、全ての教職員を対象に研修を、G Suite for Educationを使いオンラインで研修を行ってまいりたいと思っています。

またご心配いただいているふだんから使い慣れていない教職員やシステム全体の管理運用、教育情報化を推進する教職員、それぞれ様々なレベルの教員もいますので、レベルに応じた研修を教育研究所、それぞれのツールを提供している企業等とも協力しながら進めていくことを企画しています。

○田中委員 企画はありがとうございます。いつ頃までに達成していこうというお考えですか。

○大石教育研究所長 研修に関しては今月中からスタートし、来年の3月にまた調査がありますので、そこに向けて進めてまいりたいと思います。

○田中委員 GIGAスクール構想による機器類の調達は、大体10月から11月頃には県内各地で達成できる見込みですが、教員の方々の習熟がまだできていないということであれば、機器類が宝の持ち腐れになりかねないと思うのですが、そういうことになるのですか、ならないのですか。

○大石教育研究所長 既に7月に入札が行われた段階で大体どのようなソフトが入っているかも把握していますので、実証実験で幾つかの市町村にお願いし、夏休み中から端末を先生方に既に触っていただいて、その中でどのように授業に導入していくかということも検証してもらっています。この検証結果も早急に全ての市町村で共有できるような体制を整えてまいりたいと思っていますので、そのようなご心配の状態にならないように頑張ってもらいたいと思っています。

○田中委員 ぜひ頑張ってください、同じことを何遍も言ってもどうかと思いますので。

もう一つだけ、私の提案というか、お尋ねしておきたいのですが、そのようにオンラ

インで研修していただくのは結構ですが、先生がどこまで習熟できたかについての評価、確認はどのようになさる予定でしょうか。先生方の評価といったら誤解が生じるかも分かりませんが、どこまで習熟できたのかを教育委員会でもお分かりいただいております。地域の学校の情報化教育が進んでいるかの把握につながると思っていますので、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○吉田教育長 教員の指導力をどのように評価していくのかというお尋ねですが、グーグルのG Suite for Educationのアカウントを全教員に配っています。したがって、定期的に教員にアンケートをとることにすれば、教員がどの程度まで資質、能力が向上しているのが確認できますので、定期的に教員へのアンケートをとってまいりたいと思います。

○田中委員 最後に、教育委員会側からも電子教科書の普及について積極的に取り組んでいただくように、そのような研究会みたいなものがあると思っておりますので、まだまだ電子教科書の普及が十分ではないと思っておりますので、お願いして私の質問を終わります。

○植村委員 私からも数点お聞きしたいと思っております。

まず、委員長のご了解をいただき、人権教育の推進に関する調査の報告について資料をお配りさせていただいておりますが、そのことに関して少し質問をさせていただきたいと思っております。

人権教育の中で特に北朝鮮による拉致問題について、昨年より質問をさせていただいておりました中で、当局の調査により今回このような統計資料ができました。この調査を行っていただいた当局に関して、大変感謝を申し上げたいと思っております。

この背景ですが、ご存じのように拉致問題は、今回、内閣総理大臣に就任された菅大臣も拉致問題担当大臣として長年取り組んでおられます。そのような中いまだに政府認定の15人のうち5人が帰られたばかりで、また特定失踪者として800人もの日本人被害者がおられるということになっています。奈良県においても北朝鮮による特定失踪者として3名の方がおられ、その方々も奈良県警察本部で調査に当たっていただいているわけです。

そういった中で私たちもこの問題には関心を示しながら取り組んでいるわけですが、そのような中で昨年6月25日の産経新聞だったと思っておりますが、拉致被害者の横田めぐみさんの物語を短く簡単に分かるように、啓発アニメが平成20年に全国の小中高等学校に国が全部で4万枚配布したという報道がありました。

しかし、実態はなかなか進んでいない。また、自治体でも状況を掌握していないということが分かり、特に公立高校では14%しか政府が配布したDVDアニメが活用されていない状況でした。自治体においても、半数が調査もしていなかったことが判明したわけですが、そのことを質問させていただいてから、教育委員会で真摯にそれを受け止めて、調査をしていただきました。この調査結果が今回このように出てきたわけです。

これについて大変努力いただいたと思うのですが、この調査結果については当初、高校においてしていただいた。その後、小学校、中学校においても調査していただいた結果なので、この説明をまず求めたいと思います。

○大橋人権・地域教育課長 まず拉致問題については、平成14年の拉致被害者5人の帰国から18年が経過していることもあり、拉致問題を知らない小中校生が増えているのではないかと懸念が広がっている中、学校においては拉致問題を風化させない取組が求められていると認識しています。

当課が本年度行った人権教育の推進に関する調査によると、令和元年度のアニメ「めぐみ」の活用率は、小学校で17%、中学校で24%、高等学校で33%になりました。活用方法の中で最も多かったのは、いずれの校種においても教職員の個人研修での活用が一番多くなっておりました。

一方、アニメ「めぐみ」の視聴の有無に関わらず、人権の学習として拉致問題を取り上げた学校は、小学校4%、中学校10%、高等学校10%という結果になりました。

○植村委員 まず、DVDのアニメを児童生徒の学習、子どもたちが学校現場で実際に見られたということが資料2番目の表のア「児童・生徒の学習活動」になります。小学校でいうと県内198校のうち4校で使用され、中学校だと全112校のうち3校で、3%が見られたということです。高等学校においては全72校のうち4校で6%と思います。

ただ、それに対して「教職員の個人研修」は資料の表エになりますけれども、これが小学校30校、中学校21校、高校18校、県全体69校ということで、非常に進んだという評価はしています。

昨年の2月に奈良春日の国際フォーラム豊で行われた横田さんの息子が来られた、県と国主催の拉致問題啓発の講演会がありました。そのときにも教職員の学校長の方々だったと思うのですが、30名ほどが参加された。昨年度、今年度においても積極的に取

組をしていただいていると思うわけですが、実際に生徒、子どもさんとかにしては、まだこのような数字になっていることが明らかになって、これが取組の第一歩だとは認識しているわけで、今後これを進めていかなければいけない。

教職員の方におかれても、特に今説明にもありましたけれども、平成14年に5人の日本人拉致被害者が帰ってこられた、取り戻すことができた。それからもう18年以上経っており、ほとんどの高校生はその事実を目の当たりにしていない方々が多い。反対に、若い教職員の場合もその事実を仮に22歳の方でしたら当時4歳ですから、ほとんどご存じないわけです。

そういったことから、20代の若い教員の方々にもぜひこれを積極的に、人権問題は解決しなければいけない問題であるということを認識していただいて、子どもたちにもしっかりと説明していただきたいと思うわけですが、その点、今後どのようにこの問題に対して取り組んでいこうと考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

○大橋人権・地域教育課長 現在、学校における人権学習の内容が多種多様化しているとともに、今般のコロナ禍の影響もあり、拉致問題に対する学習時間の確保にも一層工夫が必要になってきていると考えます。

そのような中、中学校社会科においては、国際社会との関わりなどに関連して、拉致問題など主権や人権、平和など様々な課題を学ぶことになっています。

今後は、社会科の教科等研究会等においてもアニメ「めぐみ」の視聴を呼びかけるなど、様々な学習活動の場面を捉えて、児童生徒の拉致問題についての認識を深めることができるよう取り組んでまいりたいと考えています。

○植村委員 私も中学校の現場でいろいろな教科書でどのように指導していただいているのか勉強させていただいたわけですが、教科書によってかなり大小があるのが現実だということが分かりました。さっと見てしまうと見逃してしまうような記述の教科書もあり、詳しく載っている教科書もあります。教職員の方々が意識を持って人権問題としての取組をしていただくことが重要だと思いますので、その点要望しておきたいと思います。

もう一つ、今回リモート教育が行われたわけですが、そういった時間が設けられない場合、今回のアニメも当初は27～28分だったと思うのですが、それを15分ぐらいに縮めたアニメも政府が作っていると聞いています。これも政府の拉致問題の対策本部のホームページから無料でダウンロードでき、自由に視聴できることになってい

ます。

学校でなかなか人権教育の時間が取れない中でも、子どもたちの年齢に応じてまずは15分のアニメを見て、その後、感想を聞くなり、適切な指導を教職員の方々がしていただくことも可能かと思えます。その点しっかりとリモート教育の場を利用して指導していただけたらと要望しておきます。

次に、スポーツ振興について、お聞きしたいと思います。

まず、オリンピックがおとこの報道でも10か月後となっております。それに対して県内の選手の方々も金メダル候補と言われている方、またそれに向かって取り組んでいただいている選手の方々もたくさんおられます。

本県としてもトップアスリートに補助金を出していただいているわけですが、その中で奈良県の選手としてはどのような方々がどの種目で頑張っておられるのか、状況についてお聞かせいただきたいと思えます。

○木村スポーツ振興課長 東京オリンピック・パラリンピックへの出場予定選手ですが、奈良県ゆかりの選手としては、柔道の**大野選手**、パラリンピックアーチェリーの**仲選手**の2名が既に内定を受けています。また、その他の候補として、柔道の**丸山選手**や競泳の**難波選手**、団体競技ですが、女子ホッケーに奈良県の企業あるいは県内の大学出身者など数人が有望視されている状況です。

○植村委員 今お聞かせいただいて、結構たくさんおられるわけですが、こういった方々、オリンピック・パラリンピックでスポーツを通していい成績を収めていただくことによって、またその後続く奈良県の子どもたちの夢と希望を与えるのは言うまでもないことだと思うのですが、その中でこういったオリンピック・パラリンピックの出場が見込まれる選手に対して、本県としてはどのような支援を行っておられるのかお聞かせください。

○木村スポーツ振興課長 オリンピック・パラリンピック等へ出場されるトップアスリートへの支援ですが、県では競技スポーツにおける競技力向上というものを図り、県民のスポーツへの関心を高めるために、奈良県スポーツ協会を通じて各競技団体へ加入するアスリートへの支援を行っています。

奈良県スポーツ協会では、各競技団体としっかりとヒアリングを重ね、加入している有力選手への人数、あるいは大きな大会への参加状況などを把握し、支援を行っているところです。

なお、競技団体の補助については、個人を特定した補助金ではなく、競技団体の選手の育成強化に必要となる合宿費用や大会参加経費の一部を助成しています。ただ、当然のことながら予算がありますので、助成については予算の範囲内という制限はついていません。

また、東京オリンピック・パラリンピックについては、県の制度ではありませんが、日本オリンピック委員会や日本パラリンピック委員会の推薦を受けた強化指定選手に対し、日本スポーツ振興センターから競技力向上を目的とした個人の助成制度などがあります。

○植村委員 最後に要望としたいのですが、バドミントンの高橋選手が先日、引退され、記者会見しておられました。その中で今年だったら何とかと思っていたけれども、来年になったということなどで精神的な負担がかなり大きかったと認識しています。

バドミントンの人口、子どもたちもたくさん増えたと聞いています。県選出の選手が各競技においていい成績を収めていただくことが、いかに奈良県内の子どもたちに希望を与えるのかと、非常に重要だと思います。

そのことから、先ほど述べていただいた各選手方の精神面的なものも支えられるように、しっかりと県を挙げて応援していく必要もあると感じていますので、ぜひその点もやっていただいていると思いますが、さらにこのような異常事態の中で1年間延期になっているのですから、精神的なものも含め、さらに支援する取組をスポーツ振興課としても取り組んでいただけるようお願いしておきたいと思います。

最後ですが、一般質問でもさせていただいたのですが、新型コロナウイルス感染症に感染した方、またはその治療にあたっている医療従事者に対するいわゆるコロナ差別について取り組んでいただいていることも部長からもご答弁いただきました。

その中で特に問題になっているのがSNSによる誹謗中傷ですが、この質問に対しては、本県としてはインターネットステーションなどで取扱いしていただいているとお答えいただきました。現在、天理市の並河市長も天理大学での問題に対して必死にテレビで訴えておられました。

そのような中、インターネットステーションでの取扱い、コロナ差別に対するSNSでの取り扱っていただいた件数や状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○水谷人権施策課長 新型コロナウイルス感染症に係るSNSにおける誹謗中傷の件について、県も参加している奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会、

市町村啓発連協と呼んでいます。ここを事務局としてインターネットステーションで県、市町村、関係団体が連携し、インターネット上の差別書き込みなどの人権侵害事案の把握に努めているところです。

ご質問の新型コロナウイルス感染症に関する差別書き込みについてですが、今のところインターネットステーションで把握した件数はございません。

○植村委員 今答弁いただいたことでは、奈良県内におけるインターネットステーションによる取扱い、いわゆるコロナ差別に対する誹謗中傷等はないというご答弁だったと思うのですが、私自身、表現に対して難しいところは確かにあると思うのです。どこまでいったらこれは差別で、これは誹謗中傷だと決められたものがあるわけではないので、非常に難しいところはあると思うのですけれども、受けた方が誹謗中傷であり差別だと思ったら、まずそこから第一歩が始まるのだろうと私は認識しています。

ですから、一般質問ではネットパトロール等をつくっていただけたらどうかということをお願いしました。しかし、現状ではインターネットステーションでやっているということですから、第2波が収束し、落ち着いてきましたが、第3波も考えられる中で、それが起こってからでは後手後手に回ってしまいます。ですから、今の間にしっかりとインターネットステーションと連携を濃くしていただき、コロナ差別がSNS上で発生しないようにしっかりと取り組んでいただけるようお願いしておきます。

○小林（照）委員 初めに、文化芸術活動への支援についてお尋ねします。フリーランスで県や市の様々な団体のイベントや行事で司会をしているフリーアナウンサーで、大学の講師もしている私の知人が、この半年あまり、主にしていた司会の仕事は次々とキャンセルになって、この先の展望が全く見えないことを語って悩んでおられました。

6月の議会で文化芸術活動の再開に向けた支援についてお尋ねした質問に対して、第2次補正予算により文化活動の継続や再開のための活動費に対する支援が発表される予定である、県内の文化団体などに確実に情報を届け、積極的な活用促進をしていきたいというお答えがありました。

それでお尋ねしたいのは、情報が届けられた県内の文化団体は幾つぐらいあるのでしょうか。それから、ジャンル別が分かればどのような状況だったのか、お尋ねします。

○小嶋文化振興課長 文化振興課が所管するムジークフェストならや奈良県大芸術祭・障害者大芸術祭を通じ、活動実態を把握している193の団体に直接メール等で周知を図るほか、当課のホームページで情報を掲載したところです。

ジャンルですが、主な活動分野としては、音楽が138、美術28、演劇6、舞踊、芸能がそれぞれ2、その他17、合わせて193団体です。

○小林（照）委員 実 は 国 の 第 2 次 補 正 予 算 の 文 化 芸 術 活 動 継 続 支 援 事 業 は、 予 算 額 が 5 0 9 億 円 あ っ た の で す が、 新 聞 報 道 に よ る と 9 月 4 日 時 点 で 申 請 件 数 が 2 2, 2 5 0 件、 交 付 決 定 が 4, 6 8 1 件 で、 金 額 が 1 3 億 8, 0 0 0 万 円 に と ど ま っ て い る と い う 報 道 が あ り ま し た。 2. 7 % に な り ま す。

報 道 に よ る と、 7 月 か ら 募 集 が 始 ま っ た 文 化 庁 の 支 援 制 度 に、 申 請 し な い 理 由 の う ち 多 か っ た の は、 自 己 負 担 金 が な い と 申 請 で き な い、 申 請 の た め の 事 業 を す る 余 裕 が な い と い う こ と が 多 か っ た の で す。 講 演 中 止 な ど へ の 損 失 補 填 が な く て、 新 た な 活 動 が 支 援 対 象 で、 そ の た め に は 自 己 負 担 が 必 要 に な る こ と が 申 請 で き な い 理 由 で あ っ た こ と が 浮 き 彫 り に な り ま し た。

こ の 事 業 は フ リー ラ ン ス を 含 む 個 人 事 業 者、 任 意 団 体 等 も 対 象 に な っ て い ま す が、 活 動 費 の 全 額 を 補 助 せ ず、 自 己 負 担 金 を 必 要 と す る 制 度 の た め 申 請 す ら で き な い と い う こ と は、 結 局 体 力 の な い 人 は こ こ で 見 限 ら れ て し ま っ て い る こ と だ と 思 い ま す。

情 報 を 届 け て い た だ い た 1 9 3 団 体 が あ る わ け で す が、 恐 ら く 全 体 の 数 字 し か 出 て お り ま せ ン が、 奈 良 県 で 対 象 に な っ た と ころ が あ る の か ど う か。 ま だ 文 化 庁 は 公 表 し て い ま せ ン の で 分 か ら な い の で す が、 奈 良 の 文 化 団 体 も 恐 ら く 冒 頭 申 し 上 げ た よ う に フ リー ラ ン ス を 含 む 個 人 で や っ て い る 方、 任 意 団 体 等 も 対 象 に な っ て い ま す が、 活 動 費 の 全 額 を 補 助 せ ず、 自 己 負 担 金 を 必 要 と す る 制 度 の た め に 申 請 す ら で き な い 状 況 だ と 思 い ま す。

そ れ で お 尋 ね し た い の は、 奈 良 の 文 化 団 体 の そ う い う 状 況 な ど も よ く 見 て い た だ い て、 フ リー ラ ン ス な ど の 個 人 事 業 者、 小 規 模 な 事 業 者、 多 分 多 い の で は な い か と 思 う の で す が、 県 内 文 化 団 体 の 活 動 の 継 続 支 援 の た め に は、 県 と し て は ど の よ う な 支 援 を お 考 え で し ょ う か。

○小嶋文化振興課長 ま ず、 前 提 と し て、 こ れ ま で 県 で は ム ジー ク フェ ス ト や 奈 良 県 大 芸 術 祭 ・ 障 害 者 大 芸 術 祭、 県 立 ジ ュ ニ ア オー ケ ス ト ラ の 活 動 な ど を 通 じ、 芸 術 文 化 活 動 の 振 興 に 力 を 入 れ て お り ま す。

今 般 の ウィズ コロナ 期 に お い て も、 文 化 団 体 等 の 活 動 機 会 や 県 民 の 文 化 鑑 賞 の 機 会 の 創 出 が 大 切 で あ る と 認 識 を し て い ま す。 今 年 度 も 9 月 1 日 か ら 例 年 ど お り、 大 芸 術 祭 ・ 障 害 者 大 芸 術 祭 を 開 催 し て お り、 県 内 各 地 で 各 文 化 団 体 や 各 施 設 で 定 め ら れ て い る ガ イ ド ラ イ ン を 遵 守 す る 中、 工 夫 を 凝 ら し て 音 楽 や 演 劇、 美 術、 芸 能 な ど の 多 彩 な 活 動 を 行

っています。

また、今年度後半に向け、文化団体等の活動機会や県民の文化鑑賞の機会創出のため、2つの取組を行っていく予定です。

1つ目として、9月に上程をしている補正予算の芸術文化活動のオンライン発信支援事業です。芸術文化活動の自粛を余儀なくされ、表現の場を失った状況にあるアーティストの皆様に対し、動画配信など新たにオンライン化するための経費補助を行うものです。

2つ目として、文化庁の補正予算事業、生徒やアマチュアを含む地域の文化芸術関係団体・芸術家によるアートキャラバン事業を活用し、県内の芸術文化団体等の活動の場を創出する取組も進めてまいりたいと考えています。

県としては、これらの事業を進めることにより、文化団体等の活動機会を創出するとともに、県民に文化鑑賞の機会も確保してまいりたいと考えているところです。

○小林（照）委員 活動の場を創出とお答えいただいたのですが、念のためお聞きしておきますが、これまでのムジークフェストや奈良県大芸術祭・障害者大芸術祭などに参加されている団体や参加の場など実績はどのくらいあるのでしょうか。

○小嶋文化振興課長 2019年度の実績になりますが、ムジークフェストを本年度中止しましたので、昨年度実績として、開催した講演数は301です。大芸術祭・障害者大芸術祭についても、今年度規模を縮小した形で9月から開催を始めたところです。令和元年度の実績としては706の催しをさせていただいています。

そのような活動の場を通して、皆様に文化芸術活動の発表機会を創出させていただいているところです。

○小林（照）委員 いろいろと活動の場を広げるために努力していただいているのですが、今回の事態の中で冒頭申し上げました個人というか、フリーランスで活動されている方たちの実態は深刻なものがあると思います。日本の文化予算が非常に少ない状況があるのではないかと思います。

19日に政府によりイベント入場制限が一部緩和されましたけれども、まだまだ手探りの状況であると思います。奈良市では今後、奈良市独自で文化支援ということで、2,000万円、上限1人200万円までの支援を予算化したと聞いていますし、団体の全てに案内を出していくということですが、県としても文化活動をされる方々の状態を見て、そういうこともぜひ考えていただきたいと思います。

ドイツの文化大臣は、文化芸術は人間が生きていく上で必要不可欠だと言われ、これが様々なところで引用されていますので、ぜひこの点よろしくお願ひします。

次の質問は保育所の待機児童についてお尋ねします。厚生労働省が9月5日に、希望しても保育所などに入所できない待機児童が4月1日現在で1万2,439人だったと発表しています。

年度途中の育休明けなどによって、待機児童は4月以降増加し続けており、さきの安倍政権が2020年度末までに待機児童ゼロを掲げてきました。待機児童ゼロはその前にも掲げられ、達成できずに2020年度末まで延長されているわけですが、遠い目標になっています。

それでお尋ねしたいのは、奈良県における待機児童の現状とゼロ目標達成にどのように取り組んでいくのか、達成の見通しはどうかをお尋ねしたいと思います。

○栗田奈良っ子はぐくみ課長 本県における令和2年4月1日付の待機児童数は201名でした。ちなみに昨年は198名で、近年は横ばいで推移している状況です。

待機児童の発生は主に生駒市、奈良市、葛城市など合計10市町で発生しており、その中でも都市部を中心に待機児童が発生しており、地域偏在があるのが特徴になっています。

一方で、近年は市町村が受入れの拡充をされる努力があり、受入れは進んでいます。例えば施設数は過去5年間で43施設、20%近く増え、現在268施設になっています。また、保育所等の利用児童数についても、この5年間で1,700名程度増加しました。率にすると7.2%増で、現在2万5,472人の児童が園を利用している状況になっています。

冒頭申し上げました、このような取組にも関わらず、待機児童が解消されない原因としては、施設整備等が進んでも、潜在的なニーズがどんどん掘り起こされている状況があります。

市町村からの声として大きいのが、定員に余裕があっても、保育士が不足している状況がすごいネックになっているという声も頂戴しており、本県においても待機児童ゼロという目標を掲げていますが、残念ながら今年度末の達成は厳しいと認識しています。

その中で県の取組として主なものを紹介すると、まず受皿の拡大について、市町村が行う施設整備に対して支援を行っています。また、保育士確保の課題に対しては、保育人材バンクを開設し、そこで就職支援のマッチングや、保育士修学資金等の貸付事業を

学生向け等に取り組んでおり、県内施設への就職促進に取り組んでいるところです。

さらにこうした待機児童が発生している市町村と県が構成メンバーとなった待機児童対策協議会を設置しているのですが、その協議会で各市町村と共同しながら、例えば保育士の子どもの優先入居など、柔軟な待機児童の解消措置について共同した取組を検討しているところです。引き続き市町村の意向や課題とかもよく把握し、待機児童の解消に注力していきたいと考えています。

○小林（照）委員 従来から言ってきていますが、保育士の不足問題が本当に深刻だなと思います。それが待機児童解消できない主な理由になっているように思いますので、保育士の処遇改善をぜひ、国に対してもそうですけれども、県としても具体的に取り組んでいただきたいと申し上げておきます。

次の質問は教育委員会にお尋ねします。新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、学校での感染症対策を行っていく重要性が求められ、1つは身体的距離の確保、2つはマスクの着用、3つは手洗いです。その中で、身体的距離の確保ができない状況も重大な問題として言われています。

感染者対策専門委員会は、新しい生活様式として人との感覚はできるだけ2メートル空けることとしていますが、40人学級では不可能です。学校では20人程度の授業にするため、学級を2グループに分けて分散登校の取組がされてきていますが、少人数学級を求める声が従来よりも一層大きく広がってきています。

それでお聞きしたいのは、奈良県内の小中学校が30人学級になった場合、あるいは20人学級になった場合の教職員の必要数はそれぞれ何人必要になるのでしょうか。

○上島教職員課長 小中高校において30人以下学級を実現するとなると、学級担任だけで約450人の教員の増員が必要となります。また、20人以下学級を実現するとなると、学級担任だけで約1,920人の教員の増員が必要となります。

なお、学級数が増えると小学校では専科教員、中学校では各教科の教員等がさらに必要となるため、この数以上の教員が必要となると考えられます。

○小林（照）委員 それに対しての問いはないのですが、今本当に広がっていると言いましたけれども、本会議でも取り上げましたときに、教育長も今後の議論を見守っていききたいとか、期待しているとか、そういう発言をされていたんですが、全国知事会も市長会も町村会も少人数学級を求めており、ご存じかと思いますが、乾彰夫東京都立大学名誉教授、本田由紀東京大学教授、12名の教育研究者が呼びかけた少人数学級の

速やかな実施を求める署名は全国に広がっています。私も皆さんのところを訪問させていただき、この署名のお願いに、この間回ってまいりました。今月17日にこの署名15万人分が文部科学省に届けられ、さらに第2次分は年末に集約をされることになっています。

この署名は12名の教育研究者の呼びかけですが、その後それぞれの団体が独自にまた少人数学級を求める署名運動をさらに広げていこうとされている状況です。このような点を申し上げておきたいと思います。

次にお尋ねしたいのは、先日も学校を歩き渡る子どもさんのご家族から、いつになったら学校に行ってくれるかと心配の声をお聞きしました。こういう声は教育委員会にも届いていると思いますが、この状況をどのように把握されていますか。どのような事例があり、どう対応されていますか。その上でこのような子どもや家族の相談、カウンセリングに当たるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置状況はどのようになっているのかお尋ねします。

○大石教育研究所長 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の状況です。スクールカウンセラーは平成27年度から全ての公立中学校、平成29年度からは全ての県立高等学校に配置しています。今年度新たに公立の小学校20校に配置するとともに、特別支援学校への巡回回数も増やしています。併せて、社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者を6市14町12村の教育委員会及び2校の県立学校に派遣をしており、スクールソーシャルワーカー業務に従事しています。これが実際の配置状況です。

今、小林（照）委員お尋ねの子どもたちの心の状況ですが、このようなスクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカーが学校に入り、いろいろな情報を届けていただいています。例えばカウンセラーやソーシャルワーカーの研修、こういったときには事例の検討等も行われるわけですが、具体的には感染症への恐怖心を訴える子どもがいる、あるいは新学年になってまだ友人ができていない、不安だと、先が見えない、目標が持てない、生活リズムの崩れを感じているなど、このような声が私どもにも届いているところ です。

また6月に実際に学校が再開したときにアンケートもとり、2学期の開始時に各学校で心と生活等に関するアンケート等も実施しています。この中身からそういった状況等を把握し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと教職員が共同して支

援を行っているところです。

また、保護者の皆さんのご心配もありますので、保護者の方向けにコロナ禍における子どもの変化と関わり方についてのアドバイスをまとめ、県のPTA協議会を通じて発信し、児童生徒を見守るために家庭との連携を深めていく、このようなことに取り組んでまいり予定です。

○小林（照）委員 コロナ鬱が言われており、大人の中にも病気で不安定な方や経済的に不安定な方が大変なストレスを抱えた状況で私のところにも来られました。対応に苦慮しましたが、大人以上に子どもたちにはコロナのこうした状況は大変なストレスを与えていると思います。

そういう意味で、今、スクールカウンセラーの配置のことをお聞きしまして、高校、中学校には配置されている、小学校の場合は中学校に配置されている方がそこに行かれるという状況ですから、校区に2つ、3つと小学校があれば、そこには中学校に配置された方が行く状況です。規模が小さくても学校にスクールカウンセラーはどうしても必要だと思いますので、スクールカウンセラーの増員をぜひ頑張ってくださいと思います。

それから、スクールソーシャルワーカーも今お聞きしましたら、地域やPTAの方、家族など、子どもたちを取り巻く人とのことをつなげていくことが非常に大事だと思います。子どもは環境の中で育ちます。地域の中で生活しますので、スクールソーシャルワーカーもまだまだ何とかそれぞれの学校にも配置できたらと思います。このこともぜひ頑張ってください。私たちもそのような声を上げていきたいと思っています。

最後にお聞きしたいのは特別支援学校のことです。特別支援学校には深刻な密の状態が考えられます。特別支援学校における新型コロナウイルス対策がどのようになっているのか最後にお尋ねしたいと思います。

○中井特別支援教育推進室長 特別支援学校における新型コロナウイルス感染症対策についてです。特別支援学校におけるスクールバスの通学においては、小林（照）委員お述べのとおり、幼児、児童、生徒の障害の状態からマスクの着用が困難な場合があり、走行中安全上の観点から換気を行ったりすることが困難な状況にあります。国の補助事業を活用し、スクールバス7台を増車し、1台当たりの乗車人数を減らすことで密の緩和を行っています。

加えて、特別支援学校においては、障害の状態に応じて対応する必要があることから、

特別支援学校各校で個々の幼児、児童、生徒の実態を考慮した対策を実施しています。例えば重症化するリスクの高い医療的ケアを必要とする幼児、児童、生徒が在籍する学校においては、医療的ケア実施時に教職員がマスクに加え、フェイスシールドを併用したり、医療用ガウンに代わる雨がっぱを着用するなど、最大限の感染症対策を講じています。

一方で、学校内の消毒については、令和2年9月3日に学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルが改定され、特別な消毒作業は基本的には不要であり、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れる考えが提示され、現在はこのマニュアルを踏まえた対応を行っています。

加えて県教育委員会では、障害のある幼児、児童、生徒の実態に応じた学校教育活動を支援するため、国の補助事業を活用し、学習指導員を配置しているところです。9月23日現在で奈良東養護学校に2名、西和養護学校に1名、大淀養護学校に4名を配置、他の特別支援学校では配置に向けた面接等を実施しているところです。

また、消毒液や換気を効率的に行うためのサーキュレーターの購入、スクールバス車内の抗菌加工等に係る費用について、1校当たり400万円を上限として緊急的な措置を講じています。

今後も新型コロナウイルス感染症の状況は予測できないことも考えられます。幼児、児童、生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、効果的な感染症対策に取り組んでまいります。

○小林（照）委員 先日、奈良西養護学校にお伺いしたときに、消毒の話がありましたが、清掃、消毒などの業務が本当に大変だなということを感じてきました。今お聞きしましたらそういうサポートをする方も配置され、支援員や相談員のことも触れられておりましたので、子どもの状況を見ながら、この辺も引き続き進めていただきたいと思います。

○小林（誠）委員 まず、教育委員会から確認します。GIGAスクール構想の関係の共同調達については、先ほどの答弁でよく分かりましたので構いません。

その中で1つ思ったのが、奈良県の取組状況、共同調達によって全国でもこれだけ年内に調達できるというのはすごいことですので、教育長からもっと自慢話とかいろいろ聞けるのかなと思っていましたけれども、謙虚な方だと改めて思いました。

もう一点が校務支援システムの導入についてお聞かせいただきたいと思います。昨年

度一般質問したのですが、コロナ禍において、またG I G Aスクールの影響で当初の導入が遅れているのではと。その辺りについて教えていただきたいと思います。

○大石教育研究所長 統合型の校務支援システムの状況について、県立学校においては、令和元年度に全ての学校で稼働をしているところです。

ただ、市町村においては、昨年にも実証研究を行い、生駒市、山添村、平群町、黒滝村、この4地域、それから9月から導入した奈良市が既に稼働している状況です。

実際の予定としては、令和の4年度末までに全市町村導入で準備を進めていたところですが、小林（誠）委員おっしゃっていただきましたとおり、G I G Aスクール構想の前倒しがありましたので、市町村がそちらに優先的に予算執行をする必要が生じました。この結果、令和5年度末の導入完了を現在は想定しているところです。

○小林（誠）委員 G I G Aスクール構想を優先されるのは構わないのですが、どれだけの市町村が1年ぐらい後倒しになるのか、その割合を分かっているようでしたら、簡潔で構いませんので、教えていただきたいと思います。

○大石教育研究所長 令和3年度に一部または全校の導入を予定しているのが14の市町村、そして4年度に一部または全校導入予定が4町村です。5年度には5つの市町が導入します。割合についてはすみません。

○小林（誠）委員 昨年度頂いた資料よりは遅れてしまうのではと確認させていただきました。また県のしっかりとした支援を頂きながら、各市町村が一刻も早く制度を導入できるように、引き続きご支援を賜りますようよろしくお願いします。

次に子どもの居場所づくり、地域で子どもを健やかに育てるということで、子ども食堂についてお聞かせいただきたいと思います。子ども食堂新設に対する補助金が今年度はなく、支援はあるのですが、当初予算で見ますと、目標が全小学校区に設置ということで、少しハードルは高いのですけれども、それに向けて頑張っておられる中、新規の設置に対する補助金がなくなり、どうやって増やしていくのかという点と、これに関連し3か月前の6月の補正予算で、コロナ禍における子ども食堂での大和牛の提供の補助金がついたのですが、この実施状況についても併せてお伺いさせていただきたいと思います。

○矢富こども家庭課長 小林（誠）委員お述べのとおり、開設の支援として、平成29年度から昨年度まで、上限24万円の定額補助を実施してきたところです。

補助事業として3年経過したということと、子ども食堂を開設する団体も県が把握す

るだけでも現在60団体という状況であり、補助としては昨年度で終了させていただいたところですが、開設支援については、今年度から新たに子ども食堂コーディネーターを配置して、子ども食堂の立ち上げを予定する者に対し、具体的なノウハウを伝えるとともに、個別の相談を実施することで、子ども食堂の開設の支援を継続して実施しているところですが。

また子ども食堂の開設支援の助成については、県社会福祉協議会等が子ども食堂のために支援ということで寄附を活用して、開設への助成をしているところですが。県と民間との役割分担の中で支援しているところですが。

大和牛の購入に関する補助については、奈良らしい子ども食堂推進事業の中でやっております、本年8月28日から本日までを一次募集としているところであり、昨日までに1団体からの申請があり、事業内容についての問合せは10件程度ある状況です。本日の状況を見て、追加募集を行っていきます。

大和牛の提供実績については、今後事業を実施する中で把握していきます。

○小林（誠）委員 子ども食堂の設置に関しては、コーディネーターが開設支援を行っていただけるということですが、立ち上げたいけれども、設置の補助金がなくなってしまったという団体もございますので、相談だけにはしっかりと乗っていただきますようお願いいたします。

そして、子ども食堂における大和牛の提供ですけれども、こっちは県の事業だったと思うのですが、午前中に質問した学校給食は国の事業で制度が使いにくく、まだまだ提供できていない状況だったが、こちらは県の事業ということで、柔軟にしっかりと対応していただいて、子ども食堂でおいしいお肉が食べられるように、ご協力、ご支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次にもう一点、児童福祉司の確保という観点でお聞かせいただきたいと思います。今年度事業で子ども家庭相談センター相談体制の緊急整備事業がありました。児童福祉法の改正による児童相談所の体制の強化ということですが、児童福祉司については令和4年度に現在の職員数31名を倍増しなければいけない。令和4年度には倍増というのはなかなかハードルが高いと思うのですが、児童福祉司の確保対策について今年度どのように取り組まれ、今何人確保できたのか、その辺りを確認させていただきたいと思っております。

○矢富こども家庭課長 児童福祉司の確保について、本年の6月に実施した児童福祉司

の採用試験に14名の応募があり、最終の合格者は5名という状況です。このため現在、10月実施の採用試験に向けて追加募集を行っているところです。

取組としては、今年度から民間の就職サイトのメール配信サービスを活用し、広く周知を図っており、応募は昨年よりも増加している状況です。

また、この9月には採用試験の応募者の増加を図る観点で、こども家庭相談センターの現職の児童福祉司により、業務内容や仕事のやりがい等についての説明を行う業務説明会を開催したところです。説明会には6名の参加があり、参加のアンケート結果から業務の理解度の向上や児童福祉司の業務の好印象化というような応募に前向きな意見を頂いたところです。

○小林（誠）委員 確保にはしっかりと取り組んでいただいているということですが、当初は使命感を持って応募していただき、採用されてすごくやりがいはあると思うのですが、そういう方々の思いをしっかりと汲み取れるような職場であってほしいと思います。本業である子どもたちや家庭に向き合える時間を確保するためにも、ICTを使った業務の改善や労働環境の改善にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

高田こども家庭相談センターは今年度予算を取っていただき、しっかりとした整備をしていただけるということなので、改めてよろしくをお願いします。

次に文化・教育・くらし創造部の大芸術祭・障害者大芸術祭についてお伺いします。

奈良県の芸術文化の振興を図るためや、障害のある人、ない人との交流ということも理解できるのですけれども、コロナ禍において障害者団体のそれぞれの収入源が断たれている、イベントがなくなって物品販売ができないということで、いろいろな仕事をもらっていても、その仕事自体がなくなり、なかなか財政的に厳しい状況下に置かれています。こういった県のイベント、大芸術祭、障害者大芸術祭において、障害者の方々のアート、芸術作品の販売をこれまでどのように検討されてきたのか、今行われているイベントの中でもどのような取組があるのか、現状を確認させていただきたいと思います。

○小嶋文化振興課長 現状としては、県では平成30年度から大芸術祭・障害者大芸術祭を一体で開催をさせていただいており、今年度も「文化の力で奈良を元気に」をテーマに、9月1日から一体で開催しているところです。

障害者大芸術祭のイベントの中身としては、カフェや町屋、社寺で県内の障害のある方の作品を展示するプライベート美術館、また視覚に依存しない、聴覚等の五感を使った展示による障害の理解と認識を深めるための五感で楽しむ体感展示、また県内芸術文

化団体等の参加イベントの中で、美術展覧会などの美術展、演劇、各種踊りなどの発表会などを開催させていただいているところです。

この両芸術祭の主たる目的として、芸術文化に触れる場所、時間をつくり出し、個人及び団体が日頃の芸術文化活動を発表することにより、障害のある方もない方も交流の場を創出するところにあります。

障害をお持ちの方のアート作品の展示・即売をメインとした催しは、現状の両芸術祭の開催目的にはなじまないと考えているところですが、庁内の関係部署とも連携し、展示を通じて販売につながる手法などについても、障害者施設及び団体の声も伺ってまいりたいと考えています。

○小林（誠）委員 思ったより前向きな答弁を頂いてびっくりしましたけれども、主たる目的はしっかりと理解しているのですが、コロナ禍だからこそ障害者のアートを販売されてもいいのではと思いました。そのきっかけが奈良コンベンションセンターの受付に飾られている立派な美しいアートを見て、どなたのですかと聞いたらその関係者の方だったということで、その施設をネットで確認すると、そのような団体は日頃からネット販売をされていると。

ところが、そういうことにもまだ気づいていない多くの障害者の団体は、地域の小さなイベントではアート販売はたまにされますけれども、もっと大々的に奈良県民が全ての方が知っていただけるような、交流できる機会が県のイベントだと思いますので、その辺りをまた検討していただけるということなので、ぜひ実行委員会に検討していただきますようお願い申し上げます。

最後に聖徳太子プロジェクトの推進ということで、今年度予算を800万円取っていただいています。聖徳太子が来年、お亡くなりになられて1400年という節目を、県としても2021年度に年間を通じてイベントを開催していただけるということですが、100年前の1300年祭のときを見ると、日本を挙げての一大プロジェクトだったのに、来年の1400年の節目はすごく寂しいなという、いろいろ歴史資料を見て感じているのですけれども、この辺り県として今年度どのようにしていただけるのか、そしてその次の展開をどのように考えているのか確認させていただきたいと思います。

○酒元文化資源活用課長 聖徳太子の今年度の展開と来年度に向けてということで、聖徳太子没後1400年は令和3年2月から令和3年度中にかけての1年余りの期間を聖徳太子プロジェクトの本番年ということで位置づけています。来年1月から3月分につ

いて、今年度に予算を計上したところです。

予算800万円の使い道ですが、太子とゆかりの深い斑鳩町や王寺町においてシンポジウムを開催するほか、ホームページやSNSによる情報発信などを行い、聖徳太子没後1400年をPRする取組をまずは進めてまいりたいと思っています。

また、来年度に向け、聖徳太子関係ゆかりの県内外の市町村23市町村等で聖徳太子プロジェクト推進協議会を組んでいます。県単独ではなく県と市町村、さらにゆかりの社寺等と共に来年度に向けて今年度の成果を踏まえ、より一層効果のある事業展開を考えてまいりたいと思っています。

○小林（誠）委員 800万円という予算は各市町村ではなかなか捻出できない予算なので、県でこのように確保していただいて、ありがたいです。

また、太子道が日本遺産の認定から外れてしまい残念ですが、聖徳太子は世界的に有名な方なので、市町村、県、国からもしっかりと予算を取っていただきますようによろしくお願いします。

○尾崎委員 私から1点だけ、同居の家族が新型コロナウイルス感染症の陽性となった場合の児童の対応についてお伺いします。昨日のニュースで岐阜県の家族が感染した10歳未満の女兒の預かり先がなかった、親戚でも預かってもらえなかったようです。陽性の家族の病室に同居した結果、女の子も陽性になったという事例がありました。このような場合、奈良県ではどのような対応をされますか。

○矢富こども家庭課長 子どもが陽性になった場合には入院か宿泊療養になりますが、例えば当課としては保護者が両親ともコロナに感染して入院し、誰も子どもの世話をできない状態になった場合であれば、保護者の意向を確認した上で、子どもを県の一時保護所で保護することになります。

この場合は、子どもは濃厚接触児童になるため、隔離して保護し、感染予防を講じながら、最大2週間の経過措置が必要になってきます。このため、精華学院に児童の養育に日頃使用していない施設を活用し、保護することとして、受入れ体制や感染症予防の対策などについて専門家の意見を得ながら準備を進めてきたところです。

○尾崎委員 岐阜県の事例では、結局家族、親族合わせて11人が感染したようです。家族内感染の事例が非常に増えてきていますので、事前に様々なパターンを想定していただいて、対応をしっかりしていただきたいと思います。

例えば今、子どもが児童の場合をお答えいただきました。障害者の場合はどうするの

かという問合せもあります。様々な事例をシミュレーションしていただいて、それをQ & A方式でホームページに載せていただいたら、うちの場合はこのような対応ができると、それぞれが安心につながるのではと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。

○川口（正）委員 私は一言居士で一言話をしないと落ち着かないのでご協力してください。

まず予算議案の概要8ページ、文化・教育・くらし創造部です。荒井県政は都づくりということで文化性の高い観点で物事を組み立てられていることは大変結構だと思うのですが、オンラインを活用した芸術文化活動の取組に対して補助。これは民間の事業だと思いますが、何団体に公募され、どのような文化活動なのか説明はあったと思いますけれども、もう一度お聞かせください。

それから、新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変した私立専門学校の生徒の就学支援で予算が組まれています。わずかな予算だと思いますが、これは何名分ですか。それと家計が急変という表現ですが、時間的な感覚はどういうふうに受け止めたらいいのか、その概念を聞きたい。コロナは大変で、この事業はありがたい事業だと思いますが、どれぐらいの内容なのかを知りたいと思う。

これと関連しますが、今日や1週間前の奈良新聞にも出ていた、博物館がコロナの関係でこの日は休館だというお知らせのような内容ですけれども、私が尋ねたいのは、博物館というのはいろいろな意義を持って設立されています。おおよそ公立といわれる、県立や国立、市町村立、市町村立は書いていないのですが、この新聞で紹介されている施設は19館。けれども、例えば葛城市の相撲館や歴史博物館、五條市の民俗資料館、あるいは文化博物館、こういう施設は出ていない。いずれにしても市町村立もたくさんあると私は思います。

こういった博物館やそれに類するいろいろな施設があります。それぞれ意義を持っていると思いますが、これら教育委員会の立場、あるいは観光関係の立場などいろいろあると私は思っている。ジャンルは歴史の内容あり、自然環境の問題あり、美術の関係あり、図書情報関係ありと様々ですけれども、これらの施設に対し、公立の場合はいろいろな意味で行政措置が講じられます。私立の場合は非常に経営が大変。けれども、美術館や資料館は大事な取組だと思う。ある意味では県の観光にも役立っている。例えば私

らがつくった水平社博物館は人権観光と私が名づけていますけれども、いろいろな役割を果たしたと思う。これらの施設に対し、県が公共的立場でこれらの施設にどのような関わり合いをお持ちなのか、援助されているのか、見ているだけなのか、あるいはそれを否定されているのか。いずれにしてもいろいろあると思う。

公営の場合には経営が民間よりはうまくいっていると思う。公営の場合、成果基準どのようなものなのかを聞きたいと思います。これは一挙に言えないと思うので、整理してもらいたい。

民営の場合は民間活用のいわばいろいろな意味での喜びがあると。これらの民営の資料博物館等に関わっての県政の評価、あるいはまた奨励の度合い、そういうものを教育委員会だけではなく観光関連もあろうと思う。それらを一度整理して公表してもらいたい。私はよく言うわけです。万葉文化館は当初は非常に参観者が多かったが、一時入館者が非常に少なくなって、いろいろな苦心された。そこへ元号が出てまいり、一気に宣伝が効いてたくさんの方がおいでいただいていると聞きました。

そういうことで公営の場合でもいろいろなご苦勞もあると思いますけれども、いずれにしたってこういった美術館等々の関連の施設に対する県政のスタンスをお尋ねしたいと思う次第です。そういうことで問題を投げかけておきます。

そこで、これはぜひ皆さんにご理解をいただきたいと思いますが、県庁に差別、中傷の投書があったようです。私は聞きましたし、県執行部や議員の皆さんもご存じだと思いますけれども、1か月ぐらい前の出来事だと思います。投書は、〇〇君は採用当時同和枠で、奈良県庁に採用されたという内容です。このような同和枠での特別な採用はしてもらったことがないのです。このような認識が投書の主にあるということは一人だけじゃないと思いますから、これは払拭してもらいたい。このようなことはあったはずがない。私は運動家ですけれども、同和枠で入った人がいたと聞いたことがない。父親は地元の同和右翼で、部落やくざとして超有名な方らしいです。〇〇君は1つ対応を間違えると、非常におどろしい人物のようで、とにかく関わらないが鉄則らしいです。次長としてくれぐれも貴所の職員から被害者を出さないように注意してください。当然管理職としてのあなたにも災難が降りかかります。触らぬ神に祟りなしです。即シュレッターしてくださいと。

県庁職員である当人にも伝えてやったほうがいいと思います。伝わっているかどうか知りませんが、ショックを受けたら大変だという気遣いもあろうとは思いますが

れども、そういうように疑われた人は、僕は同和であったらどうなのだと。同和であろうが、一般であろうが、どうってことないじゃないかと、誇らしげなスタンスで仕事ができるような環境づくりをお互いつくってもらいたいと、このように思うわけです。

ということで、もう差別はないよとおっしゃる小林委員の党があるわけです。露骨に言いますけれども、こういう事実があるからさらに投書や、あるいは先般も香芝市の人から葛城市役所に尺土の近くに云々ということで、同和をいわば中傷するような問合せの電話があったそうです。この人はまた正直に、あなたはどなたですかと聞いたら、僕はどこそこの会社の代表だと真面目に答えたのです。それほどに差別の感情が一般化していることが悔しいです。昔だったらこのようなことに気遣いして尋ねもしないことを堂々と尋ねてくる。少しも罪の意識がないというところに今日の悲劇があると、差別の悲劇があるということです。

これをどのように克服していくか、撤廃をしていくかということが教育啓発の大事な評価だと思います。そういう意味でご苦勞いただいておりますが、県は先般、奈良県人権施策に関する計画を立てていただいた。立派な全国に自慢のできるプランだと私は思っています。私は奈良県のプランを見なさいと全国の関係者に言っています。いずれにしても書いたものは立派でも中身が伴っているかどうかを伝えたい。

この基本計画の中に17の課題があります。人権問題は先ほど植村委員がおっしゃったように、拉致の問題等いろいろあります。少しそれますが、私は日朝友好議員連盟のメンバーです。だから拉致だけの問題というわけにいけない。国際関係、ナショナリズム、グローバリズムという考え方の基本があると。私は北朝鮮、金日成将軍と直接会見をした経歴の持ち主です。そういうことで拉致の問題については追及しなければならない。北朝鮮側はいわば解決したと言っているわけです。戦争という悪夢を挟んでのいろいろな出来事です。

これもご理解をいただいておりますのは、私ども水平社の創立者、西光万吉という人は、戦争が終わってから戦争という恐怖、アメリカとロシア、世界の覇権争いの恐怖の中の均衡で満足できるのかと。もっと平和をつくらなければいけない。経済、技術、文化、いろいろな面からみんな助けあって。つまり豊富の中の均衡、こういう政策が大事だと。不戦日本の誓いということで、党派を超えていろいろな平和への願いが当時、70年前出されたわけです。そういう流れの中での今日です。そういう意味で人権に関わっての課題を真剣にやってもらいたい。

少し回り道しましたけれども、その対応策として人権教育、人権啓発、それから相談支援がありますが、私が申し上げたいのは、相談支援の体制がどうなっているのか。国も部落差別をなくす法律を作っていただいた。相談体制についても書かれています。こういった問題が持ち込まれたら、県はそれに向けた対応を正しくできるシステムができているのかどうなのか。ぜひ作ってもらいたい。私はできていないから言っています。

こういう差別投書、中傷投書があった、これに対しての取組についても、私は気遣いして取り組んでいただいたことは分かっています。その気遣いが本当にいい気遣いだったのか。本当の気遣いだったのかどうかということ十分に吟味してもらいたいと思う。

今の人権施策協議会の前身は同和対策協議会だったと思います。そのときには横の連携プレー、縦線だけではなく横の行政教育の連携し、推進する行政機構をつくっていただいた。そのようなことも今はどうなっているのか。

人権施策に関する方向として、人権施策協議会には幾つかのジャンルをさらに世代別に要約するような意味で幾つかの分科会をつくっていただいたと聞いていますが、それでいいのかということも含めて答えていただければありがたいと思います。

それからもう一点、教育委員会をお願いをしておきたいわけですが、南部・東部振興の会議でもへき地教育の関係で申し上げたと思いますけれども、十津川の歴史、あぁいった苦難の歴史の中で新十津川町というものがつくられた、このことを奈良県の教育にもっと生かされるべきです。そういう意味のいわば交流の教育、奈良の子どもを十津川へ、新十津川町の子どもを奈良へというような交流の促進なども考えたらどうかという提起をして。広がりをつくらなければいけないという意味で提起をしているわけです。ぜひこれをお願いしたい。

2～3日前にも北海道のアイヌの代表の方がいらっしゃって、奈良県でそういうアイヌの啓発をしたいということでおいでいただいたということも、この間、知事も本会議で私の質問に答えてお話があったと。今日皆さんに言うておきますけれども、電話でももしもと言うでしょう。もしもというのアイヌの言葉が語源です。皆さん、起きなさいという表現、皆さん、もしもというのアイヌ語です。私もあの方に聞いたわけですが、少し話が脱線しましたけれども、いずれにしてもふるさとの教育、歴史を大事にした展開をしてもらいたい。

それから、私は同じことを言い続けていますが、昔、私ども子どもの時分は将来博士か、大臣かと言われて都会に送り出された。今は誰も彼もが皆職がないものだから都会

へ出る。田舎は空っぽです。そこでお願いしたいのは、奈良県で学んだ子どもたちが、また奈良県へ戻って就職してくださいと。奈良県の職場で就職するように、ふるさとを愛する教育をぜひやってもらいたい。そういう教育方針、計画を具体的にカリキュラムとしてつくり上げてもらいたい。教育長、お願いしておきます。

私、昔、勤務評定反対だったわけです。分け隔てするなど。管理職に特別手当やるって勤評反対を私はやった。私は勤務評定促進の話をするのではない。けれども、学校の教職員は皆それぞれ苦勞し、一生懸命やっただいただいていると思います。でもそれ以上に苦勞している先生がいるわけです。文化の関係、スポーツの関係でいい成績を挙げてくれる監督や指導者がたくさんいます。そういう教師の評価をしながら、引き続き奈良で教育の指導者として残ってもらう努力してもらうシステムを考えないと。

末光副知事、教育委員会の問題だから文化・教育・くらし創造部の関係と違う。金のかかる問題ですから私は言うわけです。教育長、そういう提案をしたわけだから、知事部局、知事、副知事にこのような提案があったということでぜひ具体的に推進してもらいたい。財政を持っているのだから総務部長も協力してください。そういうことをお願いして、この辺にしておきます。

○吉田文化・教育・くらし創造部長 まず私から人権に関してお答えをさせていただきたいと思います。実は今年の3月に奈良県人権施策協議会をもとに、奈良県人権施策に関する基本計画を改定しました。およそ15～16年ぶりの改定だったと思います。その間に様々な社会情勢の変化があり、人権に関する問題もいろいろ出てきたのは、委員の皆さんもご承知のことと思います。

実はその基本計画の策定前に、有識者から成る奈良県人権施策協議会の方々にも協力してもらいながら、県民意識調査を実施しました。その調査結果からは、先ほど川口（正）委員からもご指摘があったように、人権に関する意識というものは、私はまだまだ低いと思っています。役所の人間や教員の数字が出ているのですが、そのほかの職種と比べると少し高くはございますが、まだまだ低いのが現状です。

そういった中で、基本計画をしっかりと推進していくためには、今申し上げた奈良県人権施策協議会でしっかりとご議論いただく必要があるのですが、それをさらに充実させるために、今年度そこに3つの部会を設置することにしました。同和問題、生活困窮、性的マイノリティーに関して、今年度は部会を設置し、その3つの課題について従前以上に深掘りしながら、新たな対応策を見いだしていきたいと考えています。

ただ、その3つだけで終わるわけではございません。今後この基本計画には17の課題を位置づけていますので、残りの14の課題についても順次取り組んでいく必要があると思っています。

また、県庁に対して差出人不明の投書がありました。川口（正）委員からお話しがあったとおりです。我々県の職員は、行政を推進していく上で人権意識をしっかりと高めていく必要があると思っています。今申し上げた人権に関する基本調査、いわゆる県民意識調査の結果やまだそういった差別事案があるということをしかり踏まえた上で、さらに県の職員も意識を高めていく必要があると思います。

コロナの状況なので、いわゆる職員研修もなかなか集合してというのは今年度はありませんが、職場研修といった制度もあります。そういったものを活用しながら、人権意識をさらに高めていく必要があると思いますし、こういったいわゆる差別事案についても、県庁の職員がしっかりと意識を共有していく、あるいは組織間の連携をしっかりと対応していくということが必要ではと考えているところです。

人権施策をしっかりと進めていくためには、教育と啓発と相談の3つが大変重要です。特に相談体制がまだまだ不十分だというご指摘を頂きました。相談については人権に関する相談窓口ということで人権施策課に設置しています。そこだけでは不十分ですので、なら人権相談ネットワークという組織をつくっています。加盟していただいている団体は100を超えています。そういったところで横の連携を図りながら、しっかりと対応していく、あるいは支援につなげていくことが必要ではと思います。

まだまだ不十分だということなので、しっかりと取り組んでまいりたいと考えているところです。

少し話は変わり、いわゆる文化施設、博物館の話も頂きました。私どもでいわゆる県立の文化施設を所管していますが、私立について特にということです。おのおのの博物館、文化施設は、それぞれが抱えている文化資源をしっかりと県民の皆様に見ていただく、あるいはそれを楽しんでいただくというような目的を持っておられると認識しています。

県としてのスタンスは何かという難しいお問合せなので、ここはしっかりとお時間を頂き、勉強してまいりたいと考えています。

○吉田教育長 今、川口（正）委員から博物館がコロナで休館になっている中で博物館の意義をもう一度再認識すべきではないかというご意見を頂きました。

県教育委員会では同和問題関係史料センターを博物館に類する施設として所管をしています。これまでの同和問題関係史料センターはとにかく古文書を解読する、部落史を見直していこうと、そういった資料の整理や古文書を読み解き、部落史を見直していく研究中心のセンターでございました。

今年度から教頭を所長に配置し、学校への啓発に努力をしていきたいと。これは新たなステージに向かうべきだという考えです。私は、昭和53年に教員になったときに大宇陀高校に配置されました。そのときの、学校全体が同和教育に対する熱意、教員が同和教育に対する使命、また解放研のリーダーを育てようといった姿勢、そのような同和教育への取組にもう一度帰るべきではないかと。そういった熱意を取り戻すべきではないかと。その役割を同和問題関係史料センターは果たすべきではないかと考えている。

したがって、同和問題関係史料センターは、水平社博物館とも連携を取るなど、関係団体とのネットワークをつくりながら、同和教育の推進、充実を図っていきたくと思っています。

ふるさと教育をどのようにするのかというご質問がありました。新十津川町へは十津川村の小中の子どもたち、十津川中学校からは修学旅行で行っています。それから、新十津川町から十津川村へも来ています。十津川だけの交流になっているものをもっと広げられないかというご意見であったと思います。

さらには子どもたちがふるさとに対して愛着を持って、関心はもちろんですが、ふるさとを愛して、誇りを持つ、そのような教育をすべきではないかというご意見だったと思います。もちろん同感です。ふるさとの教育資源をしっかりと生かしながら、学校、家庭、地域が一体となって、ふるさとに誇りを持つ子どもを育てていくべきだと思っています。

現在は中学校では郷土資料を作成し、高等学校では奈良TIMEという奈良の学習をするなど、校種ごとに取り組んでいますが、小・中・高等学校と体系的にふるさとの教育の在り方をしっかり検討し、県教育委員会としても地教委に対する発信も含めて取り組んでまいりたいと思っています。

○末光副知事 幾つかご指摘があり、幾つか部長の答弁ともかぶるところがあるかと思いますが、人権の課題については県庁の職員もしっかりと意識を持って、また各所属の横の連携もしっかりしながら、こういった事案の適切な対処に取り組んでいけるように努めていきたいと考えています。

博物館についてもご指摘がございました。もともと博物館は、由来をたどれば教育施設ということで始まったところではあるかと思えますけれども、今の時代における博物館の在り方を考えてみますと、設置した人たちの目的というよりも、そこを使う人たちにとってどういう意義があるのかということもしっかり考えなければいけないと考えています。そういう意味では公立、県立だけではなく、私立でのそれぞれの目的、あるいは背景というふうなものを持った館、すばらしい館が幾つもありますので、そういったものの総体として奈良県においてどのような活用というか、意義づけができるのかということ、少しお時間を頂いてしっかり考えていきたいと考えています。

教育長から答弁があった教育に関する点については、奈良に誇りを持つということが大変肝要かということは我々も認識していますので、教育委員会ともしっかり連携して、考えていきたいと考えています。

○小嶋文化振興課長 川口（正）委員からご質問のありました芸術文化活動のオンライン発信支援事業について、9月補正で上げている内容についてご報告します。

ウィズコロナの時代において、芸術文化活動を推進し、県民の文化観賞の機会を確保するために、県内に主たる活動の場を有する団体、個人にオンラインを活用した芸術文化活動の取組を行った場合に、これを支援する内容となっています。

補正予算額としては、50万円を30団体、事務費を30万円と見込み1,530万円と想定しているところです。

○山口教育振興課長 予算書8ページの下にある専門学校家計急変世帯学生等支援事業については、補正予算を上げる前に、各私立専門学校に需要調査を行い、積算しました。

具体的には、3校から減免措置を実施する予定と聞いており、人数としては約19名程度と回答頂いていますので、その計算で見積もっています。

また、家計急変については、急変ということですので、前年度の所得と比較したときの例えば直近の給料明細等を確認するなど、家計急変の状況を確認することになっています。

いずれにしても、経済的に学業の継続が困難になった学生への支援をきちんとしてまいりたいと考えています。

○川口（正）委員 お聞きいただいた方は皆さんお分かりだろうけれども、質問した私はさっぱり分からない。後でまた私も勉強します。

先般の私の本会議での一般質問で人権の問題、知事のご機嫌が良かったので自分の思

いを述べて、私の質問に答えていなかった。SDGsについて知事は一言も言わなかった。奈良県政としてSDGsに関わって、モニタリング、政府がやっているような機構は整わないだろうと思いますが、それほどの意気込みがなければならぬのではないかと私は願うわけです。

皆さんご承知のとおり、SDGsは17のゴール、169のターゲットを掲げての展開です。だから幅広い。いろいろな団体、いろいろな企業、いろいろな機関で取り組んでいただいています。これは世論を上げていかないと。実際は取り組んでいただいているけれども、それがSDGsとつながっているということも分からない人もおられます。つながっていることを知ってもらえれば、なお、豊かなものになっていくと思う。そういう意味で、いろいろと盛り上げる啓発が大事ではないかと思しますので、お願いしておきたいと思います。

私は人権の問題も申し上げていますが、決して部落差別の問題だけにこだわっているのではないのです。人は尊しと、私の先駆者で、名前をつけていただいた西光万吉という崇高な人が唱えた、いわば叫びに、私はプライドを持っています。皆さんもぜひ人間性の原理に目覚め、人類再興の完成に向かって突進しようという表現です。人間性の原理とはなんぞやと。奥が深いですよ。私はそういう願いを持って申し上げている。同和問題、部落差別の問題だけに限ったことではない、広げて充実していただきたいという願いで申し上げていることをぜひご理解を願いたい。

最後にもう一点だけ、昨日の新聞に御所のことが出ていました。いろいろな事業の成果がずっと継承されているのかどうか。汲み取られていないのかどうなのか。これは大変なことだと思うので、よく調べて欲しい。つまりよこしまな人間がまだまだいる。被差別部落の中にいる。そういう差別を受けたから何をしてもいいのだということではいけない。差別をすることは間違いです。差別されたから何をしてもいいのだという振る舞いもよこしまだと。これをなくさなければいけない。それを外からも内からも、うちらの中も含めて皆まともに進むことが人権確立の基本だということを知っていただきたいし、事業に関わっての制度が継続されているのかどうか、汲み取られていないのかどうなのか、これをよく調べて対応していただきたいとお願いして終わります。

○藤野副委員長 川口（正）委員の崇高な人権のお話の後で、私はなかなか質問しにくいのですが、あえてさせていただきます。まず新型コロナウイルスの感染拡大予防ということで、学校の休業、休園、休校がありました。子どもたちが自粛しました。しかし

ながら、その受皿として1つは学童保育があったと思います。様々な現場の指導員にもお聞きすると、学童保育は大変多忙を極めていたというお話や、感染の怖さも感じながら対応されていたということもお聞きしました。

そういった中で厚生労働省からは、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業が示されて、県もそれを受けた取組をされています。県から各市町村にこういった事業を発信し、各市町村はそれを受けて、各学童保育における取組を行っています。この確認をまずさせていただきたいと思います。

○栗田奈良っ子はぐくみ課長 藤野委員お尋ねの交付金については、県においても6月補正で予算を認めていただいたところです。現在、市町村に対して申請を受け付け、交付決定の作業をしている最中です。

この事業を末端の現場にまで浸透させる、周知することは大事なことなので、まず予算が通ってからは各それぞれ市町村の放課後児童クラブ担当、あるいは保育所等もその事業の対象に入るのですが、そういった担当課に情報提供いたしました。

ただ、それだけでは本当に末端まで行っていないという意見もございましたので、この9月の初旬に各市町村の担当者が集まる会議を催し、その中で出席した皆さんに対し、改めてこの制度をしっかりと活用していただくことをお願いしたところです。

さらにそれに加え、9月10日に課長名でいろいろな企業に、再々度この交付金の活用をお願いし周知しましたので、市町村におかれても県の通知を受けて、機動的に動いていただいているものだと考えています。

○藤野副委員長 対応されておられるということをお聞きいたしました。各市町村においては学童保育の運営の在り方というのはそれぞれまちまちであります。公立、民営、第三セクターも含めて対応されておられる。それぞれの市町村の取組方が違いますので、関係者の方がその心配をされておられますので、しっかりと引き続きの対応をお願いしたいと、このように思います。

こういった学童保育に対する支援については、できたら総括において荒井知事に改めて知事の考えをお聞きしたいとこのように思います。

次、教育委員会にお聞きします。まず、中学校にいわゆるスマホの持込みを認める通知を出したと。そのようなガイドラインをまとめたということをお聞きいたしました。小学校は教育に直接必要のないものとして持込みを禁止されておられ、高校は持込みを認めるけれども、使用は原則禁止だということですが、中学校においてはガイドライン

に沿ってルールを策定しながら、持込みはするけれども、原則使用は禁止という話も聞いています。内容についてご説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○山内学校教育課長 学校における携帯電話については、これまで小中学校は原則持込み禁止、高等学校は校内での使用禁止という指導方針を示し、各学校で対応してきたところです

本年7月31日、文部科学省から新たな通知が発出されたことを受け、今般、県内の学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインを県教育委員会において作成し、9月11日、県立学校及び市町村教育委員会に発出したところです。

このガイドラインにおいては、これまでの指導方針どおり、小中学校には学校への持込みは原則禁止としています。ただ、一方で中学校については、文部科学省通知の中で一定の条件について学校と生徒、保護者間で合意され、必要な環境や措置が講じられる場合には、携帯電話の持込みを認めることが加えられたことを踏まえ、本県のガイドラインにおいてもこれを踏襲したところです。

高等学校においては、今後、教育活動を目的としたICT機器の使用が増えるとは思われますが、こういった場合は除きこれまでどおり校内における使用は原則禁止としています。

このガイドラインを基に、各学校や地教委で今後の方針について検討されることとなると思いますが、何よりも生徒が自らを律することができるようなルールを学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え協力して、このルールを作ることが重要だと考えています。単にルールを決めるのではなく、十分な話し合いが行われるよう、今後促してまいりたいと考えています。

○藤野副委員長 よく分かりました。1点お聞きしたいのですが、このルールに基づいて取組を行うのは、地教委単位なのか、あるいは学校単位なのか、どちらなのか。

○山内学校教育課長 県としてお示しさせていただいたものの中には、市町村教育委員会または学校でルールを定め…とこのような書き方をしています。ただ、先ほど申し上げた趣旨からいうと、各学校でルール作成に向けた話し合いが行われることが重要と考えていますので、最終的には学校単位でのルールという方向になるのではと考えているところです。

○藤野副委員長 学校単位で対応するとなると、1つの市で、例えば大和郡山市は5中学校あります。5中学校でそれぞれの対応が違えば、あそこの中学校は多少使えるとか、

ここは絶対使えないとか、学校によってまちまちだと混乱を来します。できたら地教委単位でやるとか、学校で話し合いながら地教委である程度統一する方向に持っていったほうが、私は混乱が少なくて済むのかなと思います。

オンライン学習でも一緒です。少し学校でニュアンスが違ったら、この学校はこういうふうに行っているよ、保護者もかなりいろいろ情報をPTAで聞いていますから、もめるというか混乱するというか、そのようなこともありますので、できたらそこら辺も注意しながらやっていただきたいと思います。

次に、以前から学校の働き方改革について本会議でも質問をしています。これは中央教育審議会の部会でいろいろと審議をしながら、最後には答申も出されたわけですが、その中で1つ、変形労働時間制の対応についてという議論がなされ、公立の義務教育、小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律ということでまとめられて、もう既に施行されています。

このいわゆる変形労働時間制について、それぞれの都道府県教育委員会で条例化を図っていくということで、文部科学省のスケジュールイメージでは、この9月議会あるいは前の6月議会で条例制定をされるイメージが文部科学省から提案されたということです。現在、全国的にまだ対応がされていないと聞いていますので、県教委としてはどのようなスケジュールイメージで考えておられるのか、また内容についてどのような方向性を考えられておられるのかお聞きします。

○上島教職員課長 変形労働時間制のスケジュール導入について、昨年12月の給特法改正は、教育職員の勤務時間の上限に関するガイドラインが指針に格上げされるとともに、地方公共団体の判断により繁忙期の勤務時間を延ばす代わりに、比較的閑散期に当たる夏休み等の長期休業期間に集中して休日の確保ができる、1年単位の変形労働時間制の導入が柱となっております。

本年7月に給特法施行規則が制定され、対象期間には長期休業期間等を含むこと、対象となる教職員の在校等時間に関し、指針に定める上限時間の範囲内であること、育児や介護等を行う者については、これらのものが育児等に必要な時間を確保できるような配慮をすることなどが導入の前提となっています。

変形労働時間制の導入については、全ての教員に対して画一的に導入するのではなく、個々の事情を踏まえて適用されることも検討しています。個人が勤務時間を調整することができれば、教員の働き方の選択肢も広がり、柔軟な勤務時間制度を構築することが

可能になると考えています。

導入時期については、令和3年4月1日からを目指しています。今後、職員団体との協議を経て、早ければ12月議会に条例改正案をお諮りできるかと考えています。

なお、変形労働時間制を導入することで、直ちに教員の勤務時間、在校時間等が短縮されるということではなく、本年3月に策定した学校における働き方改革推進プランを着実に実行し、教員の働き方改革を一層推進してまいりたいと考えています。

○藤野副委員長 12月議会で上程も検討されておられるということです。そもそも学校現場の中で変形労働時間制が合うのかどうかというのも議論の対象にあったと思うのですが、法律で改正が決まった以上は、この方向性で進めなければならないのですけれども、コロナ禍で夏休みの短縮も今年はございました。来年どうなるかということもありますし、また学校の先生方が繁忙期に使った時間を夏休みに本当に休めるのかどうかということも含めて、いろいろと課題はあるかと思えます。

できればまた現場の先生方の声もしっかりと受け止めながら対応を考えていただきたいと思えます。できたら最後、教育長にその旨のお考えをお聞きしたいと思えます。よろしくをお願いします。

○吉田教育長 まず、職員の業務を改善すること、縮減に努めることが一番大事であると思っています。したがって、県立高等学校では、職員会議の時間を短くする、一番の課題は部活動なのですが、部活動以外の業務をどれだけ縮減できるのかということにまず取り組みながら、変形労働時間制の導入、これも画一的に導入するのではなくて、一人ひとりの教員に適した導入の在り方も検討しています。導入ありきではなく、勤務の縮減にまず取り組んでまいりたいと思えます。

○藤野副委員長 変形労働時間制のみの対応ではなく、教育長おっしゃられたように、外部人材の登用なり、あるいは勤務体制の様々な課題を解決するような、今の県教育委員会の取組も含めて、総合的な対応しながら働き方改革に向けた取組をより一層推進いただきたいと、このことをお願い申し上げ、質問を終わります。

○西川委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって文化・教育・くらし創造部、こども・女性局、教育委員会の審査を終わります。

総括項目の確認ですが…。

○尾崎委員 感染事例別のQ&Aについては、各部局にまたがりますので、最後に知事に対してお願いをしたいと思っています。

○川口（正）委員 いっぱいあります。

○西川委員長 それでは、明9月25日金曜日は午前10時より知事公室、県のマネジメント部、地域デザイン推進局の審査を行い、その終了後、福祉医療部、医療・介護保健局、医療政策局、観光局、水道局の審査を行いますので、よろしくをお願いします。

これで本日の会議を終わります。ありがとうございました。